

令和2年度介護事業基盤整備援助及び介護団体支援について

当援護基金では、帰国者等の老後生活支援の一助として、「居宅サービスの内、訪問サービス又は通所サービス事業者」又は「指定地域密着型サービス事業者」として事業を行っている法人のうち、中国帰国者等に良好に介護サービスを行っており、かつ、中国帰国者等に介護サービスを提供することによって言葉や生活習慣等の相違から運営に負担が生じている法人に対して支援金を交付しています。

令和2年度において介護事業基盤整備援助及び介護団体支援の申請を希望される場合は、別添の「介護事業基盤整備援助及び介護団体支援実施要領」に基づき、令和2年4月24日（金）17時迄に当援護基金まで文書にて申請して下さい。

なお、提出いただく資料が多種あることにご留意頂きたいこと、当援護基金の財政も限られていますので、申請頂いた全ての法人に支援を行うことが出来ない場合もありますことをご理解ください。

また、この支援活動を広く国民に知ってもらえるよう、支援を受けた団体は利用者等に対し、当援護基金から支援を受けていることを周知していただくとともに、支援事業の内容・成果について、当援護基金の機関紙に報告記事を掲載して頂く場合がありますのでよろしくお願いいたします。

【照会先】

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-5-8 オフィス虎ノ門1ビル
公益財団法人 中国残留孤児援護基金 業務調査課 田中
電話：03-3501-1050 / FAX：03-3501-1026
e-mail： t-tanaka@engokikin.or.jp